



1月10日は「110番の日」

- ・ 110番通報の適切な利用についてご理解・ご協力をお願いします
- ・ 緊急の対応を要しない場合は警察相談電話「#9110」または安佐南警察署の代表電話を利用してください。

1 事件・事故の発生や目撃した場合は、すぐに110番をお願いします

- ・ 現場の警察官を早急に現場に向かわせるため、住所や付近の目標となる建物などを順にお聞きしますので、落ち着いて質問に答えてください。
- ・ 110番通報を受理しながら、別の警察官が判明した内容を現場へ向かう警察官に順次伝えています。
- ・ 110番通報では、知りたい情報から質問しますので、聞かれた内容に答えてください。

2 いたずら電話は絶対にやめてください

いたずら電話は、真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、警察業務に大きな支障をきたします。

悪質ないたずらは、検挙される場合もありますので、絶対にやめてください。

3 携帯電話を利用される方へ

運転しながらの電話は、法律で固く禁止されています。

110番通報する際は、安全な場所に車を停めてから通報してください。



令和7年
1月号

武田山

安佐南警察署
082-874-0110



ダウンロード
はこちらから



広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

飲 酒 運 転 の 根 絶

～飲酒運転は悪質な犯罪です～



飲酒運転は、運転した本人だけでなく、運転者にお酒や車両を提供した人、飲酒運転車両に同乗した人にも厳しく罰せられます。

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という意思を持って、飲酒運転を根絶させましょう。

自転車の酒気帯び運転も罰則の対象(～令和6年11月1日施行～)

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供・自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者 同乗者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺について



「必ず儲かる」「あなただけ」
等という話は**詐欺**です。

怪しい勧誘については、
家族・警察
に相談しましょう！

交番事件事故発生状況

★ 交通事故 (令和6年11月)		★ 犯罪発生状況 (令和6年11月)	
物件事故	52件	自転車盗	2件
人身事故	2件	詐欺	2件